

観光を促進するための法制度に関する考察

東京女学館大学国際教養学部国際教養学科教授
日本国際観光学会会員 小浪博英

1. 序

本稿は日本、モンゴル、カナダ、シンガポールを例としてその観光制度を比較することにより観光の振興のための法制度のあり方を論じようとするものである。法制度全体を(1)交通・通信・出入国管理、税・財政措置等、観光を側面から支援するもの、(2)旅行・宿泊・案内等、観光関連事業のマネジメントに関するもの、(3)観光資源の整備・保全、人材の育成、業界団体の設立等、観光振興のためものに三分類して考察する。なお、本研究は平成16年度から3年間実施した文部科学省科学研究費による「環日本海地域における観光ソフト・インフラの基盤整備に関する研究」の成果の一部であり、その最終報告に加筆・再編集したものである。

2. 観光に関する我が国の法制度

日本における観光に関する法制度は、大きく分けて基本法、事業法、資格法、整備法に分けられる。それらの主なものは次の通りである。

基本法	観光基本法 1963
事業法	旅館業法 1948 旅行業法 1952
資格法	通訳案内士法 1949 旅行業法 1952
整備法	国際観光ホテル整備法 1949 国際観光事業の助成に関する法律 1949 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律 1977 総合保養地域整備法 1987 外国人観光旅客の来訪地域での整備の促進による国際観光の振興に関する法律 1997

これらの他に、出入国管理、税関、検疫、外国為替、交通、観光案内組織、治安、消防、食品衛生などの、観光に間接的に関連する法令や制度により観光振興が図られている。

まず観光基本法は、観光旅行の安全確保、観光資源の保護・育成・開発、観光関連施設の整備等により国際親善を増進し、国民経済の発展、地域格差の是正を図るため、国は外国人観光客の来日促進、接遇向上、観光ルートの総合的形成、安全の確保、利便の増進、大衆観光の容易化、一の観光地への集中の是正、低開発地域の観光開発、観光資源の保護・育成・開発、観光地の美観・風致の維持を図り、地方公共団体もこれに準じて施策を講じる事を定めている。

次に事業法であるが、主たるものは旅館業法と旅行業法である。旅館業法は公衆衛生と国民生活の向上のため、知事または市長(保健所)による許可、学校等に近接しないことなどの立地条件、衛生的かつ売春などに利用させない健全な営業の義務付け、換気・採光・照明・防湿・清潔等の基準、一般的宿泊拒否の禁止、宿泊者名簿の常備、罰則などを規定している。旅行業法は旅行業を営む者の登録制度であり、取引の公正、旅行の安全、旅行者の利便の増進を図ることを目的としている。内容は登録手続き、企画旅行・手配旅行の定義と関連規定、営業保証金の供託、旅行業務取扱管理者ならびにその資格試験、旅程管理研修の実施、国土交通大臣による監督、旅行業協会の設置、罰則等である。

資格法は通訳案内士法と旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の規定である。

以上を総合すると、我が国の法制度は大変にきめ細かくできており、国際観光ホテルの規定など、その一部は既に使命を果たした感があるものもある。

3. モンゴル、カナダ、シンガポールの法制度

モンゴル、カナダ、シンガポールについては全体の法体系が把握できなかったが、モンゴル観光法、カナダ観光振興法、カナダ観光委員会法、シンガポール観光委員会法について紹介する。

モンゴル観光法は6章からなり、制定は2000年と思われるが確認できなかった。構成は第1章総論、第2章旅行・宿泊事業者、第3章通訳・ガイド、第4章政府の役割と権限、第5章観光基金、第6章観光事業の監督・罰則となっている。つまり、必要事項の殆どを24条からなる1本の法律にコンパクトにまとめたものである。

カナダは1971年に制定、2005年に改正された観光振興法と2000年に制定されたカナダ観光委員会法が中心である。観光振興法は、観光・公園大臣の責務と権限を定め、カナダ観光委員会法は同委員会が、カナダにおける観光振興のため、民間の分野と中央・地方政府機関との間の連携を強化することを定めている。カナダの観光法制は必要にせまられて現実的に制定した感があり、宿泊施設の料金掲出義務など現実の問題に配慮した規定となっている。

シンガポールにおいてはシンガポール観光委員会法が1972年に制定され、1997年に改正されている。観光に関する多くの権限は観光委員会に託されており、同委員会の責務と権限、用語の使用制限などを定めている。内容的には他の国とそれほど変わってはいないが、委員会独自に投資などができるところは観光に関する政府の強い意気込みが感じられる。

4. 結論

観光を促進するための法制度としては、以下の各事項について整備する必要がある、その具体的内容は各国の事情に基づいて多少の差異はあろうとも、グローバル化に合わせて各国共通の水準を確保することが求められている。

(1) 交通・通信・出入国管理、税・財政措置等、観光を側面から支援するもの

宅地・交通施設・情報通信施設等の社会基盤整備、出入国管理・税関・検疫・外国為替等の外国関連施策、警察・消防等旅行者や地域の安全、医療・保険・衛生等健康管理、および観光事業者に対する金融・助成・税の減免等の財政的支援および保証等を支援する必要がある。

(2) 旅行・宿泊・案内等、観光関連事業のマネージメントに関するもの

旅行業、宿泊業、案内業等の観光事業の支援とその監督等を定める必要がある。事業の過重な制約とならないよう注意する必要がある。

(3) 観光資源の整備・保全、人材の育成、業界団体の設立等、観光振興のためのもの

観光資源（自然資源・歴史的遺産・無形文化財等）の開発や保全、人材の育成や資格の認定、観光協会等の国際的支援組織および業界団体の設立などについて規定する必要がある。

以上、法制度について考察したが、観光制度の基本は一時的な見知らぬ人に対する不法行為や不当利益を排除し、安全で健全な観光旅行が楽しめることを保証することであり、そのため、受け入れ側、訪問側双方に観光倫理を確立させることである。

また、法制度以外に、インターネットを活用した多言語による観光情報の発信・受信が極めて重要となっており、そのためのハード・ソフト両面での国家的戦略が求められている。

(以上)